

## さいたま市告示第377号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和8年度岩槻駅周辺まちのあり方ビジョン実現化検討及び浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン見直し検討業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年3月5日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和8年度岩槻駅周辺まちのあり方ビジョン実現化検討及び浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン見直し検討業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

令和8年度、本業務では、1点目として「岩槻駅周辺まちのあり方ビジョン」の実現化のための具体的な施策を検討することを目的とする。

併せて、2点目として、地下鉄7号線延伸事業が手続き段階・事業段階に移行していくことや、「岩槻駅周辺まちのあり方ビジョン」、「地下鉄7号線中間駅まちづくり方針（改定版）」を新たに策定したことを踏まえ、当初、延伸事業の事業性を向上させるために策定した浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン〔基本計画・行動計画〕の改定に向け、延伸線の沿線全体のまちづくりのコンセプトや施策について検討することを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(5) 予算の上限額

本件の予算上限額は14,762,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たし、かつ、参加申込み及び参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 本事業の企画提案書の招請日（告示日）において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「その他の業務」、小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」で掲載されている者、又は令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に「建設コン／地域計画」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本事業の企画提案書の招請日（告示日）から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要領（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要領（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 最優秀提案者の特定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 最優秀提案者の特定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

### 3 企画提案に係る実施要領等の交付

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128598.html>

#### (2) 交付期間

本招請日（令和8年3月5日）から

### 4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続を行うこと。

#### (1) 提出書類

プロポーザル参加意思表明書兼資格確認審査申請書等一式（詳細は実施要領による）

#### (2) 提出期間

本招請日から令和8年3月23日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時00分まで）

#### (3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部未来都市推進部未来都市共創担当

電話 048-829-1871

#### (4) 提出方法

持参のみ（郵送及び電子メール不可）

#### (5) 参加資格確認結果通知書の交付

参加資格確認終了後、令和8年3月26日（木）に郵送と電子メールにて送付する。

### 5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

#### (1) 受付期間

本招請日から令和8年3月16日（月）午後4時00分まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス [mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp)

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年3月18日（水）午後4時00分を目途に行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128598.html>

## 6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書等一式（詳細は実施要領による）

(2) 提出期間

令和8年3月27日（金）から令和8年4月13日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参のみ（郵送及び電子メール不可）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

カ 提出期限までに提出されなかった企画提案書

## 7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、令和8年度岩槻駅周辺まちのあり方ビジョン実現化検討及び浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン見直し検討業務事業者選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

## 8 その他

(1) 提案する企画は1提案者につき、1つとする。

(2) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) 企画提案書類について虚偽の記載、その他不正な行為又は不誠実な行為を行った場合は、失格となること及びその他の措置を講ずることがある。

- (4) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (7) 提出された企画提案書等は、企画提案の選定以外に無断で使用しない。ただし、公平性、透明性を期するため、さいたま市情報公開条例等の関連規定に基づき公開することがある。
- (8) 詳細は、実施要領による。

## 9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市都市戦略本部未来都市推進部未来都市共創担当

電話 048-829-1871

FAX 048-829-1997